

第5次周南市外郭団体等改革方針

令和7(2025)年3月

行財政改革推進室

目次

1. 基本的な考え方	1
2. これまでの取組と国の動き	1
(1) これまでの取組	1
(2) 国の動き	2
3. 周南市の現状と課題	2
(1) 本市の財政上の現状と課題	2
(2) 外郭団体等の現状と課題	2
4. 対象団体	3
5. 取組期間	4
6. 改革の視点	4
7. 改革への取組事項	4
(1) 外郭団体等の経営について	4
(2) 外郭団体等の組織について	4
(3) 外郭団体等の今後のあり方について	5
8. 改革方針の目標	6
9. 進行管理	6
(1) 推進体制	6
(2) 情報公開の推進	6

1. 基本的な考え方

外郭団体は、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに対応し、民間の資金や人材、経営のノウハウを活用することにより、公共的・公益的な事業やサービスの提供を効率的・効果的に行うために設立されたもので、行政を補完・代行し、公共サービスを安定的に提供する上で重要な役割を担っている。

その一方で、外郭団体等の経営が著しく悪化した場合には、市の財政に影響を及ぼすことが懸念される。

本市においては、人口減少と少子化、高齢化に加え、物価高騰などの社会経済情勢への対応、また、公共施設老朽化への対応など、課題解決に向けた取組をさらに進める必要があり、これから先も厳しい財政状況が続くことが想定される。こうした中において、外郭団体等の経営状況等について適正な事業運営と経営健全化などの適切な把握に努める必要がある。

また、公共サービスの一翼を担うことから、市民ニーズに合ったサービスが提供されているかの確認も行っていく必要がある。

これらの点を踏まえ、引き続き市と外郭団体等の連携を図る中で、外郭団体等の経営健全化と適切な活用による安定的な公共サービスの提供の両立を図るため、外郭団体等の改革の推進に引き続き取り組むこととする。

2. これまでの取組と国の動き

(1) これまでの取組

本市においては、平成 17(2005)年 6 月に「外郭団体ガイドライン」(第 1 次ガイドライン)を策定し、市と外郭団体等との緊密な連携のもとに、環境の変化に対応すべく改革の推進に取り組んできた。

さらに、平成 22(2010)年 1 月には、第 2 次となる「周南市外郭団体等改革方針」を、平成 26(2014)年 12 月に「第 3 次周南市外郭団体等改革方針」を策定し、これに沿って外郭団体等が自ら積極的に改革・改善に取り組み、自主・自立した経営基盤の確立を図るための改革を進めてきた。平成 30(2018)年 2 月に、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等において経営が著しく悪化している場合には、地方公共団体に対し「経営健

全化方針」を策定し、これを公表するよう国から要請があったことから、本市においても対応したところである。

(2) 国の動き

国においては、平成 20(2008)年 6 月に「経済財政改革の基本方針 2 0 0 8」において、「第三セクターの改革に関するガイドライン等に基づき、経営が著しく悪化したことが明らかになった第三セクター等の経営改革を進める。」こととし、第三セクター等の抜本的改革を推進してきた。

その計画期間が平成 25(2013)年度で終了したことから、平成 26(2014)年 8 月に新たな指針となる「第三セクター等の経営健全化等に関する指針」が策定され、その中で、第三セクター等の経営健全化と適切な活用による地域の元気を創造することの両立が求められた。

また平成 30(2018)年 2 月には地方公共団体の財政的なリスクが相当程度ある第三セクター等において経営が著しく悪化している場合には、関係を有する地方公共団体に対し、「経営健全化計画」の策定と取組状況の公表が要請された。

3. 周南市の現状と課題

(1) 本市の財政上の現状と課題

本市の財政状況は、市税の減少や超高齢社会の進行による扶助費の増加、さらに、本市の公共施設老朽化対策にも多額の費用が見込まれることから、本市の財政は引き続き厳しい状況にある。

(2) 外郭団体等の現状と課題

外郭団体等においても、これまでの第 1 次ガイドラインや外郭団体等改革方針に基づき、経営健全化計画による自立・自主的な経営基盤の確立のための自主財源の確保や組織、職員定数の見直しなど、各外郭団体等がそれぞれ実施可能な方法により、積極的に改革に取り組んできたが、団体職員の新陳代謝が進まないこと、自主財源の確保が困難で、市からの（人的、金銭的な）補助等に頼っていることなど、外郭団体等を取り巻く状況は依然として厳しいものといえる。

外郭団体等が行う公共サービスを安定的に提供するために、財政支援等の

効率的・効果的な活用による経営の健全化等を更に進めていく必要がある。

4. 対象団体

これまでの取組から一定期間が経過したことから、本市と関係のある全団体を対象とし、より現状に即した取組とする。

この改革方針における対象団体は、以下のいずれかに該当する団体等とする。

□市が出資又は出えんしている法人

□市が損失補償等の財政援助を行っている法人

□市が経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人

市が経営に実質的に主導的な立場を確保していると認められる法人とは、市が出資又は出えんしている法人で、業務委託、指定管理者として指定、運営補助を行っている法人※のことを指す。

※市の出資又は出えんしている法人についてはその比率が25%以上の団体を対象とした。

第5次周南市外郭団体等改革方針の対象とした団体

	対象団体	担当課※
1	公益財団法人 周南市スポーツ協会	スポーツ振興課
2	公益財団法人 周南市文化振興財団	文化振興課
3	公益財団法人 周南市ふるさと振興財団	地域づくり推進課
4	公益財団法人 周南市医療公社	病院管理課
5	公益財団法人 周南地域地場産業振興センター	商工振興課
6	大津島巡航 株式会社	公共交通対策課
7	徳山青果精算 株式会社	農業振興課
8	株式会社 かの高原開発	観光振興課
9	一般財団法人 徳山地区漁業振興基金	水産振興課
10	一般財団法人 新南陽地区漁業振興基金	水産振興課
11	社会福祉法人 周南市社会福祉協議会	高齢者支援課
12	社会福祉法人 周南市社会福祉事業団	高齢者支援課

※担当課名は第5次周南市外郭団体等改革方針策定時のものを表記

5. 取組期間

本改革方針の取組期間は、令和 7 (2025) 年度から令和 1 1 (2029) 年度までの 5 年間とする。

6. 改革の視点

社会経済情勢や市民ニーズの変化に伴い、外郭団体等の当初の設立目的や実施されている事業等が現況に適合しているか、また、効率的・効果的に事業等を進めていくためにどのような改善を行っていく必要があるかという視点から、各団体と協議をしながら、質の高いサービスの提供につなげる。

7. 改革への取組事項

(1) 外郭団体等の経営について

① 経営状況等の把握、評価

本市の出資団体である外郭団体等の経営状況等について、市は監理する立場にあることから、外郭団体等の現在又は将来の経営状況や資産債務の状況について適切に把握、評価等を行うこととする。

また、外郭団体等の経営状況等の悪化は、市の財政に影響を与える可能性があることから、経営状況等の悪化が判明した場合には、速やかに抜本的改革を含む経営健全化に取り組むこととする。

② 積極的な情報の公開

外郭団体等は市から出資や財政支援を受けており、その経営状況等を議会や市民に対して説明する責任があることから、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 173 条の 5 の規定による書類の提出の他にも、実施している事業内容や管理している施設の情報と併せて、財務諸表等についてもホームページ等を活用して積極的な情報公開に取り組むよう指導する。

(2) 外郭団体等の組織について

① 事務事業等の見直し

事業等をより効率的・効果的に進めていくためには、事務事業の見直しが

重要であることから、社会情勢や市民ニーズに対応したサービスの提供を促し、団体の設置目的に沿った事業への資源（ひと・もの・かね・情報）の再配分を進めていくよう助言する。

④ 人材の活用

外郭団体等においては、団体職員の高年齢化が進んでおり、今のままでは事業の継続が困難となる可能性もあることから、計画的な採用と職員の育成によって持続可能で質の高いサービス提供ができるように助言する。

（３）外郭団体等の今後のあり方について

① 外郭団体等の方向性

外郭団体の役割は民間の経営体を活用しながら地方自治体の業務を補完・代替することである。社会経済情勢や市民ニーズ等の変化により、行政、ひいては外郭団体に求められるサービスも変化している。

必要とされているサービスと外郭団体等の在り方を検証しながら、事業の再編や外郭団体等の新設・統廃合について検討を進めていく。また、経営状況について採算性があると認められる場合については出資や運営補助等の見直しを行い、完全民営化への移行を検討する。

また、外郭団体等はその個性や特色を活かせば、公共性・公益性の高い事業を効率的に実施することができるため、新たな団体の設置や団体の統廃合についても検討することとする。

② 財政支援等の考え方

外郭団体等を運営するに当たり、市から多くの財政支援等を行っているが、本来独立した経営主体である外郭団体等は、民間事業者等と同様に、経営的視点から自ら積極的に改革・改善に取り組み、自主・自立した経営基盤の確立が求められる。

今後とも、自主財源確保の取組を求めるとともに、支援を漫然と継続することや支援の規模が安易に拡大することがないように、公的支援の上限や期限、支援を打ち切る要件等について、その考え方を整理していく。

8. 改革方針の目標

本改革方針の目標を「外郭団体等との連携強化による持続可能で安定的な公共サービスの提供」とし、外郭団体等の適正な事業運営に基づく経営健全化と適切な活用による持続可能で安定的な公共サービスの提供の両立を図る。

市は外郭団体等の自主性・自立性を尊重しつつ、助言・調整等を行い、必要に応じ、指導を行うものとする。

9. 進行管理

(1) 推進体制

外郭団体等の改革にあたっては、本方針に基づき、以下の体制において、改革を推進する。

① 行政経営担当課

行政経営担当課は、本方針の対象となった外郭団体等に関して、各担当課及び対象団体等の協力を得て、総括的な分析・把握を行い、市としての方向性を検討する。

② 各担当課

担当課は、外郭団体等の自主性・自立性に配慮しながら、本方針に基づき、外郭団体等の役割の確認や個別団体の方向性について外郭団体と協議しながら必要な支援や指導、助言等を行う。

③ 各外郭団体等

各外郭団体等は、中長期的な経営計画を策定し、その計画に基づき事業等を実施する。また、各担当課と連携しながら事業の在り方や団体の方向性について整理し、運営に反映させていく。

(2) 情報公開の推進

市は、各外郭団体のホームページ等へ財務諸表等の公開について積極的に指導するとともに、市のホームページや広報誌等での情報公開について支援する。